

最低工賃の改正決定に関する公示

福井労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福井県眼鏡製造業最低工賃（令和5年福井労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月6日

福井労働局長 石川 良国

福井県眼鏡製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	部位	材質	金額
ねじ込み（仮ねじによるものを除く）	座金の組み込み作業を含むもの	丁番	金枠	1か所につき 6円50銭
		丁番を除く		1か所につき 5円50銭
	座金の組み込み作業を含まないもの		チタン	1か所につき 3円50銭
			金枠（チタンを除く）	1か所につき 3円50銭
ろう付け	銀ろう貼り		チタン	1か所につき 2円00銭

	銀ろう貼り 以外のもの		金枠（チ タンを除 く）	1 か所につき 20 円 00 銭
			チタン	1 か所につき 25 円 00 銭
粗磨き （自動 機械に よるも のを除 く）		テン プル	チタン	1 本につき 14 円 00 銭

4 効力発生の日 令和 8 年 4 月 5 日